

# 石岡市下水道事業等における官民連携導入に関するアンケート調査

## 調査票送付案内／実施要領

### 1 調査の概要

#### 1.1 調査の名称

石岡市下水道事業における官民連携導入に関するアンケート調査

#### 1.2 調査を実施する目的

石岡市では、下水道事業における官民連携手法としてウォーターPPP の導入について検討しています。

つきましては、今後の下水道事業の民間活用拡大の可能性の検討を進めていくにあたり、民間事業者から広くご意見・ご要望を求めたいと考え、アンケート調査を実施させていただくものです。なお、追加調査として、個別にヒアリングを実施させていただく場合がございます。

本調査の回答結果は、企業名が特定されない方法で集計・整理します。

### 2 調査内容及び提出方法について

今後の検討を進めていくため、別紙の「石岡市下水道事業における官民連携導入に関するアンケート調査票」の記載内容について回答いただきますようご協力をお願いいたします。

調査票の回答後、令和8年2月 日（ ）までに下記アンケート提出先（石岡市下水道課）へ回答用紙の提出をお願いいたします。

提出方法は、同封の返信用封筒にて提出していただくか、提出先担当者（石岡市下水道課）へメール送信（調査票のスキャンデータを添付）でも構いません。

アンケート調査票のワードデータをご入用の場合は、提出先担当者へメールにてご依頼いただければ、返信いたします。その時、提出する際のメール件名を「石岡市下水道官民連携アンケート」とご記入ください。また、添付ファイル名は「石岡市アンケート調査票\_企業名」としていただけると助かります。

※提出が遅れる場合には、ご連絡いただけると幸いです。

### 3 今後の進め方

いただきました回答につきましては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

なお、今後事業が具体化する場合、本アンケートの回答内容や回答辞退を理由とする事業参加への制約、民間事業者選定等への不利益は一切ございません。

### 4 調査回答にあたっての留意事項

調査回答にかかる報酬・費用等の提供はありません。

## 5 連絡先・アンケート提出先

[アンケート調査担当]

石岡市下水道課

担当 : 萩原 史恵

メール : humi-hagiwara@city.ishioka.lg.jp

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1

TEL : 0299-23-7742

## 6 ウォーターPPP の概要

ウォーターPPP の概要、包括的民間委託との比較等については、内閣府 HP 掲載の以下のファイルを別にお送りしておりますので、そちらをご確認ください。

ファイル名 : Water\_Giyou.pdf

出典 : 国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001617674.pdf>

## 参考資料

- ①下水道事業計画と整備状況の概要
- ②下水道施設概要
  - 八郷水処理センター、3ポンプ場、  
マンホールポンプ 104箇所（位置図省略）、管路（年度別施工延長）
- ③処理場等の維持管理業務の現状（委託概要等）

## ① 下水道事業計画と整備状況の概要

「令和7年度 石岡市下水道事業審議会」概要説明資料

概要説明

### 1 石岡地区下水道事業の概要

石岡地区（湖北処理区）は、昭和48年に市街化区域全域と市街化調整区域の一部の地域を対象に下水道基本計画(1,926ha)を策定し事業に着手しました。

その後区域を拡大して全体の計画面積を2,104haとしています。

汚水は、茨城県流域下水道の石岡幹線に接続し土浦市の霞ヶ浦浄化センターで処理を行っています。

現在の工事状況は、石岡東ノ辻地区や、貝地2丁目、田島二丁目地区、高浜地区への整備を進めています。

また、処理場・ポンプ場・管路施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画による点検・調査および改築を計画的かつ効果的に取り組んでおり、令和6年度には石岡第2中継ポンプ場の電気設備の一部更新を実施しました。

### 2 八郷地区下水道事業の概要

八郷地区（八郷処理区）においては、平成6年度から下水道整備基本構想策定・事業着工を進め、現在の全体の計画面積を879haとしています。また恋瀬地区農業集落排水地区（大塚、龍明、宇治会の一部）の20ha、142戸を公共下水道に接続しています。

汚水は、根小屋地内で独自運営する八郷水処理センターにて処理を行っています。

現在の工事状況は、山崎地区の県道竹ノ内羽鳥停車場線の管渠整備を進めています。

また、石岡地区同様老朽化対策にも取り組み、令和5年度には八郷水処理センターの電気設備の一部更新を実施しました。

### 3 今後の下水道事業について

運営開始から石岡地区は約50年・八郷地区も約30年が経過し老朽化対策が必要となっており、今後の人口減少による使用料の減少や対策費用の試算を踏まえ適切な対応が必要です。また、運営する市においても、職員数の減や、技術的なノウハウの不足などの課題を解決していく必要があります。

以上を踏まえ、今後の下水道事業は、限られた資源を有効に活用するため新整備から維持管理へと大きく考えをシフトしていく時期にきています。市はこれから、使用料金の見直し、運営の共同化広域化、包括的な民間委託などを視野に入れて、持続可能な事業運営の方法を模索していきます。

(老朽化の一例)

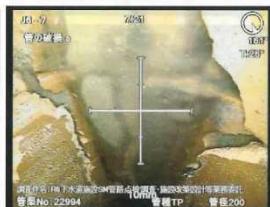


年 月 日	6
経 帯 番 号	22994
人 打 番 号	9688~9887
管 道 名	TP
管 径	φ200
真 次 鋼 管 所	本管部
距 離	J6 ~ J8
真 次 内 管 内	6.79m~7.78m
備 考	管の破損。

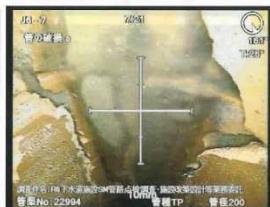


年 月 日	6
経 帯 番 号	22994
人 打 番 号	9688~9887
管 道 名	TP
管 径	φ200
真 次 鋼 管 所	本管部
距 離	J6 ~ J8
真 次 内 管 内	6.79m~7.78m
備 考	管の破損。

年 月 日	6
経 帯 番 号	22994
人 打 番 号	9688~9887
管 道 名	TP
管 径	φ200
真 次 鋼 管 所	本管部
距 離	J6 ~ J8
真 次 内 管 内	6.79m~7.78m
備 考	管の破損。



年 月 日	6
経 帯 番 号	22994
人 打 番 号	9688~9887
管 道 名	TP
管 径	φ200
真 次 鋼 管 所	本管部
距 離	J6 ~ J8
真 次 内 管 内	6.79m~7.78m
備 考	管の破損。



年 月 日	6
経 帯 番 号	22994
人 打 番 号	9688~9887
管 道 名	TP
管 径	φ200
真 次 鋼 管 所	本管部
距 離	J6 ~ J8
真 次 内 管 内	6.79m~7.78m
備 考	管の破損。

施設を点検し老朽化や破損の状況を把握して対策を実施してまいります。

下水道事業の現状・課題

- ✓ 下水道施設の更新需要増加  
⇒ストック増による維持管理費増加
- ✓ 使用料収入減少  
⇒経費回収率低下
- ✓ 下水道職員の不足  
⇒執行体制の脆弱化・技術力の低下

下水道事業の持続のため

- 執行体制の確保  
効率的な事業運営等
- 様々な取組が必要

支出抑制の取組

- ストックマネジメント
- 広域化・共同化
- 新技術の導入
- **官民連携**
- 都道府県構想 等

収入改善の取組

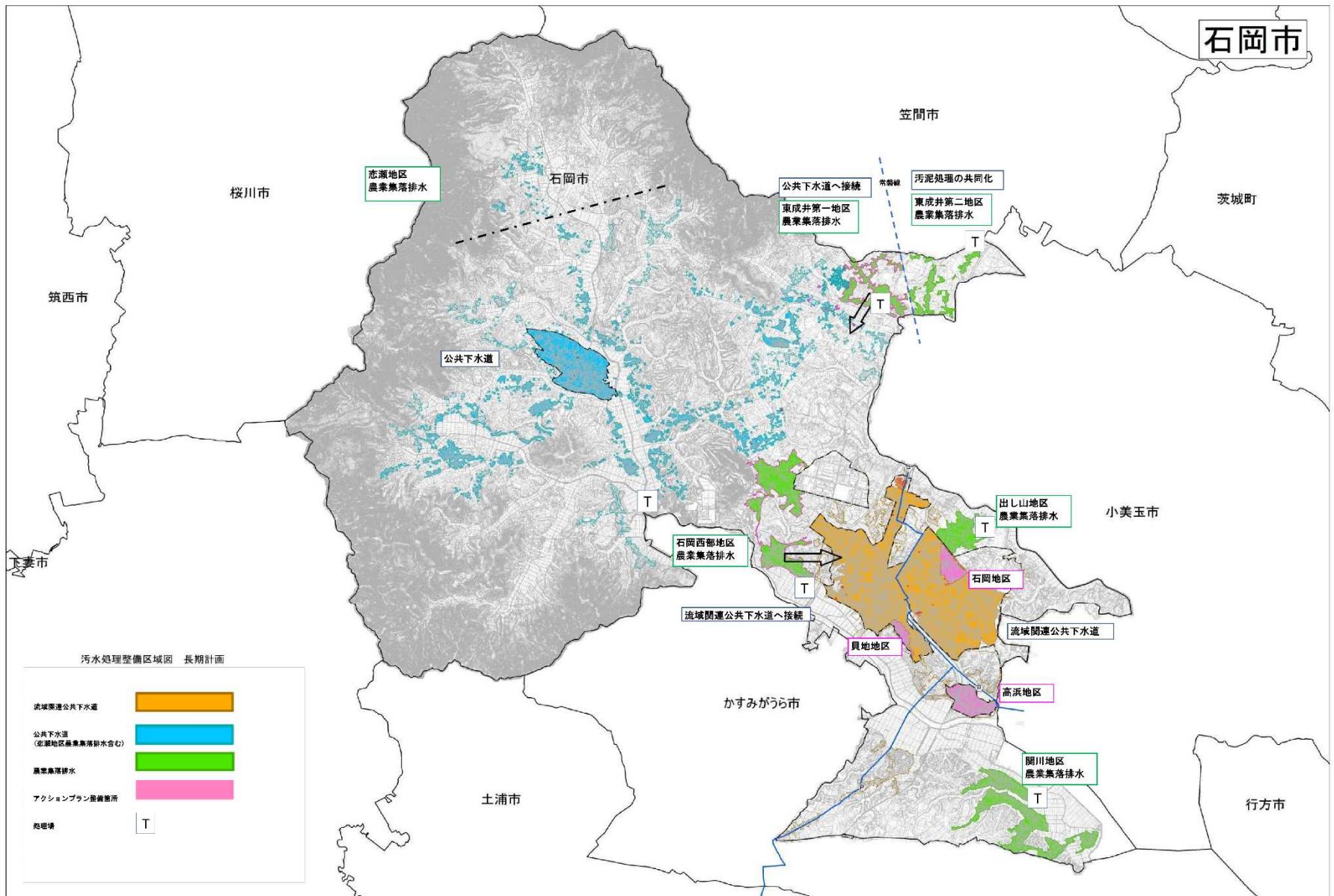
- 使用料の適正化
- 接続促進
- 資産の有効活用(収益化)
- 未徴収(滞納) 対策 等

下水道を取り巻く現状とその対策イメージ(出典 国土交通省 HP)

石岡市下水道事業・農業集落排水事業概要 資料

令和 7年4月 1日現在

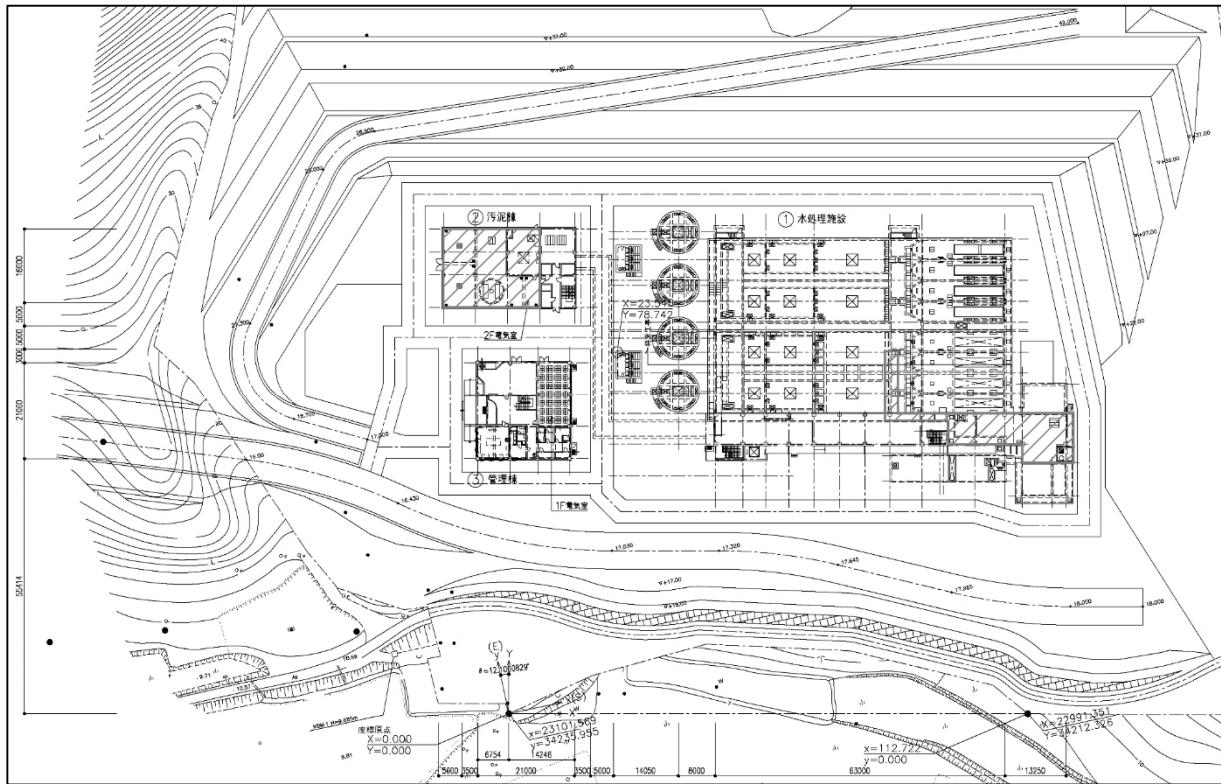
事業名		下水道事業			農業集落排水事業					
地区名		石岡地区	八郷地区	計	石岡地区			八郷地区		5地区計 (東成井第1・第2 は東成井地区とし ている。)
処理区域		流域下水道	公共下水道+ 特定環境保全		出し山地区	関川地区	石岡西部地区	東成井地区	恋瀬地区	
事業年度		昭和48年度~	平成8年度~		平成3~8年度	平成8~13年度	平成13~21年度	平成2~7年度	平成16~25年度	-
供用開始		昭和58年4月1日	平成14年10月1日		平成7年6月1日	平成13年6月1日	平成19年9月1日	平成7年4月1日	平成25年10月1日	-
①	全体計画面積	2,104.1 ha	879.0 ha	2,983.1 ha	21 ha	146 ha	144 ha	111 ha	74 ha	496 ha
②	全体計画人口	39,842 人	15,353 人	55,195 人	980 人	2,020 人	2,180 人	2,160 人	580 人	7,920 人
③	全体計画戸数				185 戸	431 戸	520 戸	432 戸	142 戸	1,710 戸
④	事業認可(採択)面積	1,031.9 ha	667.9 ha	1,699.8 ha	21 ha	146 ha	144 ha	111 ha	74 ha	496 ha
⑤	事業認可(採択)人口	33,581 人	11,465 人	45,046 人	980 人	2,020 人	2,180 人	2,160 人	580 人	7,920 人
⑥	現在処理区域(供用開始)面積	883.280 ha	526.802 ha	1,410.083 ha						
⑦	現在処理区域(供用開始)戸数				185 戸	431 戸	520 戸	432 戸	142 戸	1,710 戸
⑧	現在処理区域(供用開始)人口	30,554 人	10,687 人	41,241 人	427 人	1,132 人	1,389 人	1,220 人	421 人	4,589 人
⑨	水洗化(接続)人口	29,362 人	6,649 人	36,011 人	382 人	857 人	967 人	1,093 人	138 人	3,437 人
⑩	接続率 (⑨/⑧)	96.1%	62.2%	87.3%	89.5%	75.7%	69.6%	89.6%	32.8%	74.9%
⑪	事業認可 整備率 (⑥/④)	85.6%	78.9%	83.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑫	全体計画 整備率 (⑥/①)	42.0%	59.9%	47.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	接続個数 【参考】個数別率				161 戸 87.0%	328 戸 76.1%	381 戸 73.3%	418 戸 96.8%	52 戸 36.6%	1,340 戸 78.4%



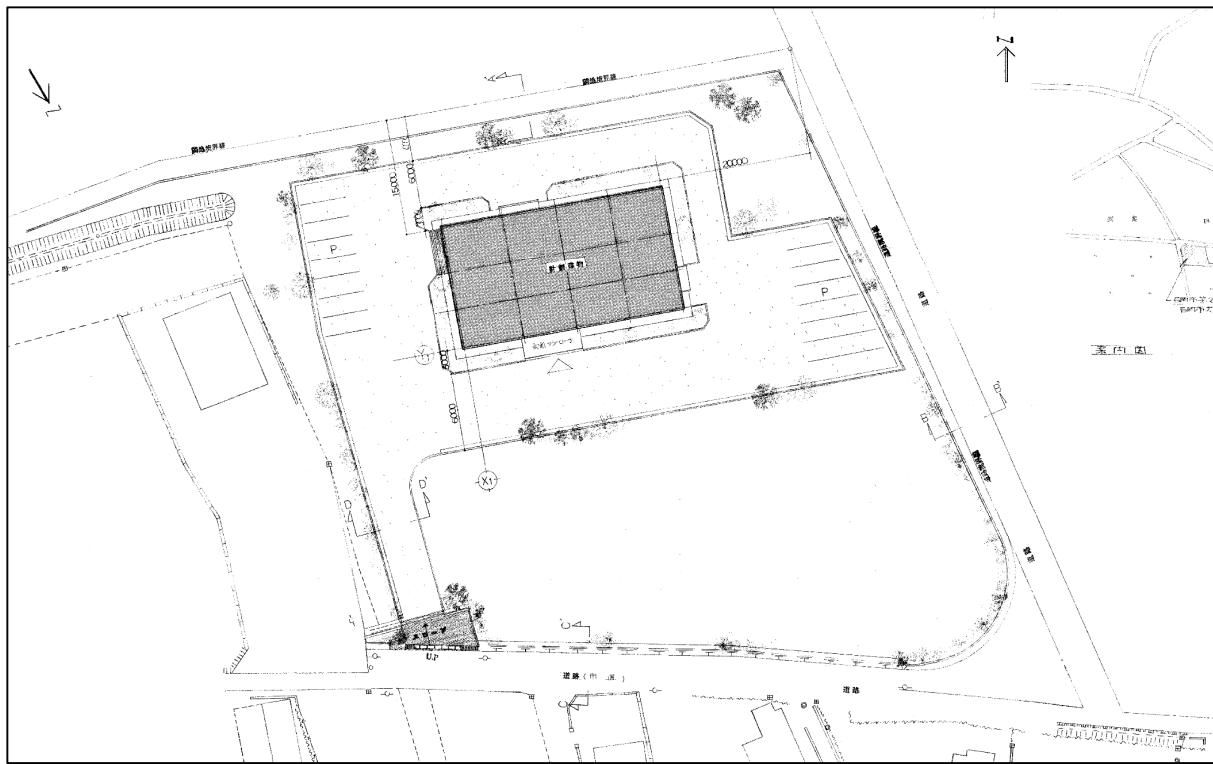
## 【參考資料】

## ② 下水道施設概要

## ■八郷水処理センター

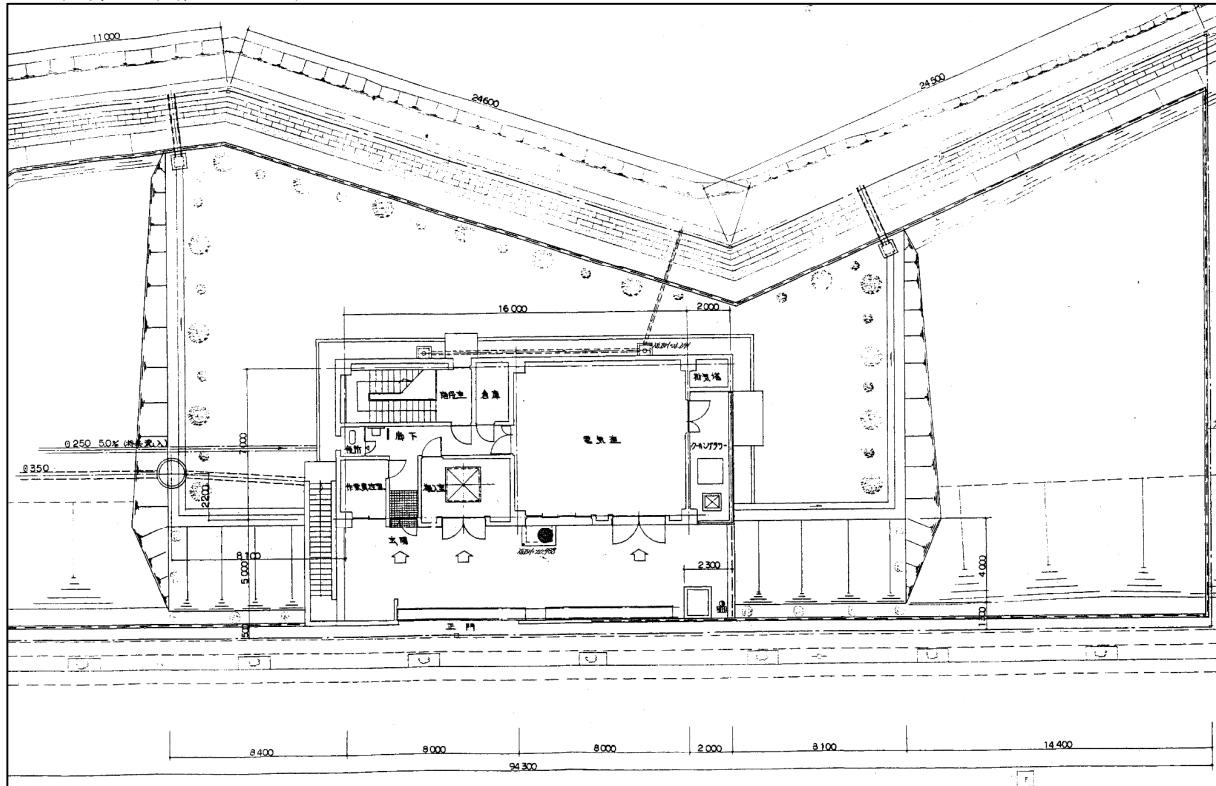


## ■石岡第一中継ポンプ場

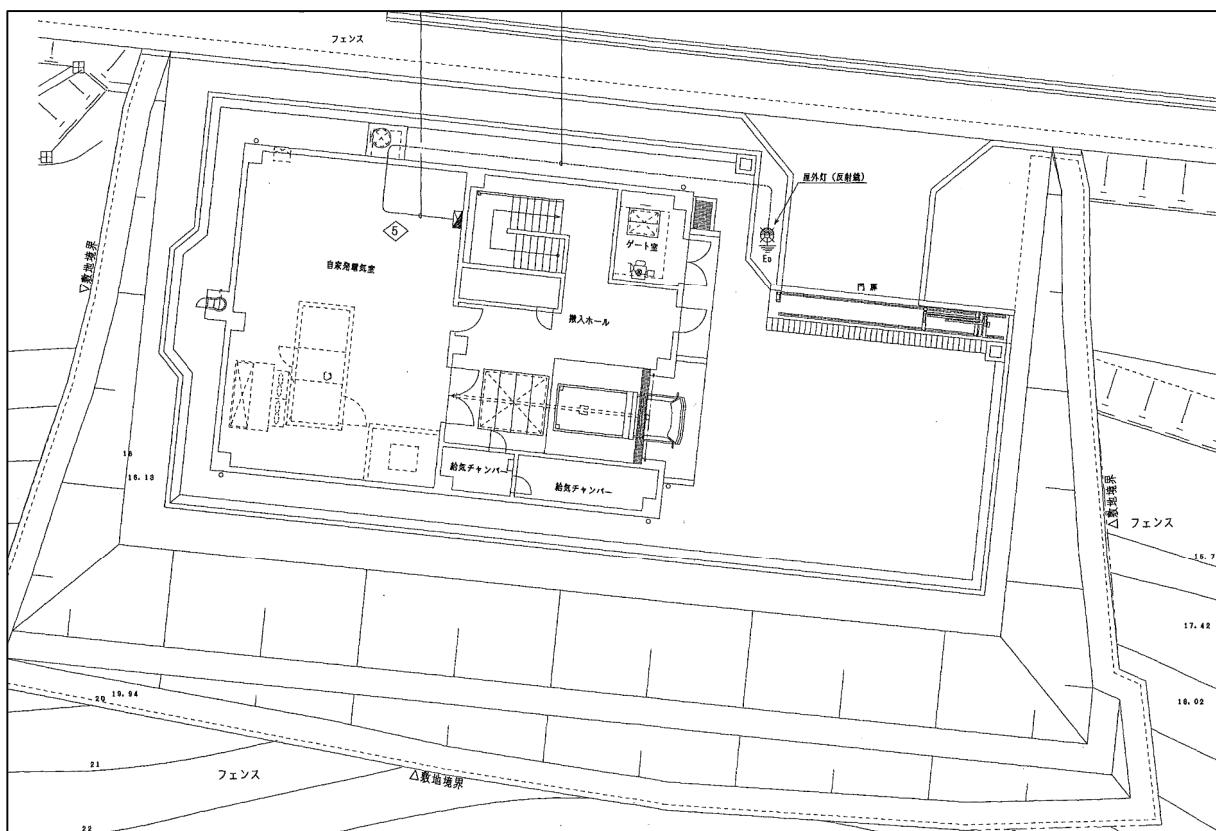


## 【参考資料】

### ■ 石岡第二中継ポンプ場



### ■ 八郷汚水中継ポンプ場



【参考資料】

■管渠 年度別延長 単位 : m

竣工年	2026経過年	コンクリート管	塩ビ管	陶管	圧送管	その他	合計
1975	S50	51	4,487	112			4,599
1976	S51	50	1,123	264		615	2,002
1977	S52	49	815	4,661			5,476
1978	S53	48	1,693	2,721	376	4	4,794
1979	S54	47	1,387	3,618			5,005
1980	S55	46	961	2,302			3,263
1981	S56	45	1,770	1,971			3,741
1982	S57	44	3,493	2,970			6,464
1983	S58	43	1,975	4,733			6,707
1984	S59	42	3,168	3,939			7,107
1985	S60	41	2,219	5,364	630	54	8,268
1986	S61	40	2,325	3,106		117	5,548
1987	S62	39	7,531	5,499			13,030
1988	S63	38	1,691	5,849			7,540
1989	H01	37	1,588	5,222			6,810
1990	H02	36	1,713	3,780			5,493
1991	H03	35	3,384	3,673	47	138	7,242
1992	H04	34	543	5,135			5,678
1993	H05	33	255	4,112		80	4,447
1994	H06	32	1,237	6,057	321		7,615
1995	H07	31	961	4,999			5,961
1996	H08	30	1,431	4,711		382	6,523
1997	H09	29	1,673	5,548		57	7,277
1998	H10	28	2,401	13,352	967	339	17,059
1999	H11	27	2,873	18,000	256	672	21,800
2000	H12	26	1,464	16,476	1,522	684	20,145
2001	H13	25	190	28,901	1,527	41	30,659
2002	H14	24	284	29,591	1,858	24	31,756
2003	H15	23	53	18,940	1,064	70	20,127
2004	H16	22		23,693	1,888	964	26,545
2005	H17	21		9,853	7	454	10,314
2006	H18	20		13,009	640		13,649
2007	H19	19	578	11,249	203		12,030
2008	H20	18	208	10,617	121	52	10,998
2009	H21	17		5,633	45	29	5,707
2010	H22	16		2,990		274	3,263
2011	H23	15		4,453	346		4,799
2012	H24	14	3	3,479	275	87	3,844
2013	H25	13		2,240	10		2,249
2014	H26	12		1,607			1,607
2015	H27	11	100	865			965
2016	H28	10	239	1,037		2	1,278
2017	H29	9		678			678
2018	H30	8		300			300
2019	R01	7		732			732
2020	R02	6		971			971
2021	R03	5		917			917
2022	R04	4		1,390			1,390
2023	R05	3		116			116
未入力		278	3,105			204	3,587
合計		56,094	314,539	376	11,727	5,342	388,079

## 【参考資料】

### ③ 处理場 委託概要

#### ■湖北処理区

##### 施設管理業務委託（石岡第1中継ポンプ場・石岡第2中継ポンプ場 ・流域関連マンホールポンプ場）（債務負担行為）一般仕様書

###### （目的）

第1条 本仕様書は、石岡第1中継ポンプ場・石岡第2中継ポンプ場・流域関連マンホールポンプ場の施設管理業務の適正を期すため、必要な事項を定めるものである。

###### （施設概要）

第2条 施設の概要は以下のとおりである。

- (1) 石岡第1中継ポンプ場（現有ポンプ能力（予備機含む）9.9 m<sup>3</sup>/分、流入水量(年間平均)1,006 m<sup>3</sup>/日）
- (2) 石岡第2中継ポンプ場（現有ポンプ能力（予備機含む）3.6 m<sup>3</sup>/分、流入水量(年間平均)1,206 m<sup>3</sup>/日）
- (3) 流域関連マンホールポンプ場及びその圧送先マンホール（43箇所）  
また、業務期間内に新たに設置された新設マンホールポンプ場及びその圧送先マンホールにおいても摘要する。

###### （業務範囲）

第3条 本業務の委託範囲は、第4条に掲げる業務の範囲とする。

###### （業務内容）

第4条 業務の内容は、次に示す事項とする。

- 1 石岡第1中継ポンプ場及び石岡第2中継ポンプ場
  - (1) 保守点検業務  
機器の正常な運転を確保するために計画的な点検を実施し、検知された異常に対して行なう点検、応急復旧するとともに、それらが正常に作動していることの確認及び各数値の記録、業務報告書の作成業務。
  - (2) その他の業務  
建物清掃、除草、屋外清掃等の作業等の業務。
  - (3) 消防設備点検業務  
消防法に基づく自動火災報知設備、消火器、誘導灯設備の点検業務。
  - (4) 警備業務  
機械警備による防犯・防火業務。
  - (5) その他  
機器の正常な運転を確保するために必要な業務及び発注者が進める施設管理業務への積極的な協力。
- 2 マンホールポンプ場
  - (1) 保守点検業務  
機器の正常な運転を確保するために計画的な点検を実施し、検知された異常に対して行なう点検、応急復旧するとともに、それらが正常に作動していることの確認及び各数値の記録、業務報告書の作成業務。
  - (2) その他の業務  
マンホールポンプ場内を高圧洗浄車等で洗浄を行う際、巡回点検及び圧送先マンホール点検を行う業務。
  - (3) 小修繕業務

## 【参考資料】

機器等の故障等により交換しなければ正常運転が出来ない場合に機器等の交換又は修繕の業務。

### (4) その他

機器の正常な運転を確保するために必要な業務及び発注者が進める施設管理業務への積極的な協力。

#### (業務時間)

第5条 第4条に掲げる業務は、休日祝日（67日）、年末年始（5日）、土曜日（52日）を除く通常日勤勤務241日を基準とし、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこととする。

2 前項にかかわらず受注者が業務に必要と認めた場合は、この時間を超えて作業を行わなければならない。

#### (業務総括責任者の選任)

第6条 受注者は、下水道法施行令第15条の3の各号又は下水の処理開始の公示事項に関する省令第2条2の各号に該当するものの中から本業務の総括責任者を選任しなければならない。

ただし、発注者が前記と同等以上と認めた者はこの限りではない。

#### (業務総括責任者の職務)

第7条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の総括責任者として業務従事者の指揮、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して効果的、経済的な運転に務めること。
- (3) 日常の業務執行状況を第21条第2項により発注者へ報告するとともに、必要があれば隨時発注者と協議を行うこと。
- (4) 受注者は業務従事者を教育し、技術の向上・事故防止に務めること。

#### (費用の負担)

第8条 業務に要する機材、消耗品等のうち次に示すもの以外については受注者の負担とする。

- (1) 電気料
- (2) 重油
- (3) 特殊工具
- (4) 支給部品等
- (5) 修繕工事（ただし、緊急小修繕業務を除く）
- (6) 植栽管理費
- (7) 照明施設管理費
- (8) し渣の指定処分先への運搬、処分費
- (9) その他発注者が必要と定めた物品

2 受注者は、次に示すユーティリティを負担する。

下記の想定金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。  
なお、水道料及び電話料の金額清算は行わないものとする。

- (1) 石岡第1中継ポンプ場  
・水道料(想定額：54,049円/年)

## 【参考資料】

- (2) 石岡第2中継ポンプ場
  - ・水道料(想定額：20,965円/年)
  - ・電話料(想定額：4,800円/年)
- (3) マンホールポンプ場
  - ・電話料(想定額：446,653円/年)

### (運転記録等)

第9条 受注者は、業務報告書等に運転記録等を記入し、発注者から報告を求められた場合は第21条第2項により業務報告書等を提出しなければならない。

### (機器の点検・整備)

第10条 受注者は、毎月の点検・整備の結果をまとめ、点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を発注者に報告し、その対応を協議しなければならない。

### (保守点検業務における機器の修理)

第11条 受注者は、点検・整備で発見した不良箇所や事故の発生箇所のうち、備え付け工具・支給部品等を用いて修理可能なものについては、発注者の承諾を得て修理しなければならない。

### (小修繕業務)

第12条 受注者は、点検・整備で発見した不良箇所や事故の発生箇所のうち、備え付け工具・支給材料等を用いて修理困難な小規模な小修繕については、発注者の承諾を得て、受注者が部品等を調達し、修繕しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には、応急処置又は修理後、発注者に報告するものとする。

なお、小修繕業務費はマンホールポンプ場の分電盤等部品交換費用10,000円/箇所として430,000円/年を想定し、委託金額内で行うものとするが、発注者とその修繕内容を協議し実施する。

### (緊急事態発生時の対応)

第13条 受注者は、台風・重大事故、自動通報装置等による異常確知したとき等の緊急事態に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

- 2 緊急事態が発生した場合には、概ね1時間以内に受注者が予め定めた非常配備計画に従い、速やかに業務従事者を所定の場所に配備し、その対応に当たなければならない。
- 3 緊急事態により発生した損害は、受注者があらかじめ定められた方法に従わなかつたために生じた損害を除き、原則として発注者が別途負担する。
- 4 天災による緊急事態が発生し、その対応が長期にわたる場合、その費用については、発注者と受注者協議の上、行うこととする。

### (異常時の運転)

第14条 集中豪雨・台風等の異常時は、流入水量・停電の有無の状況を速やかに発注者に報告するとともに、運転操作方法について発注者と協議しなければならない。

- 2 受注者は、業務遂行上異常事態を発見した時は、速やかに発注者に報告する

とともに、各関係機関に通知する等の措置をとり、直ちに施設の正常な運転に支障がないよう適切な処置を講じなければならない。

## 【参考資料】

### ■八郷処理区

#### 施設管理業務委託（八郷水処理センター・八郷中継ポンプ場 ・マンホールポンプ場）（債務負担行為）一般仕様書

##### （目的）

第1条 本仕様書は、八郷水処理センター、八郷中継ポンプ場、マンホールポンプ場の施設管理業務の適正を期すため、必要な事項を定めるものである。

##### （施設概要）

第2条 施設の概要は以下のとおりである。

- (1) 八郷水処理センター（現有処理能力 5,160 m<sup>3</sup>/日、流入水量(年間平均) 1,746 m<sup>3</sup>/日、水処理法：嫌気—無酸素—好気法+砂ろ過、施設棟：管理棟、水処理棟、汚泥処理棟）
- (2) 八郷中継ポンプ場（現有ポンプ能力（予備機含む）3.6 m<sup>3</sup>/分、流入水量(年間平均)： 1,746 m<sup>3</sup>/日）
- (3) マンホールポンプ場（67 箇所）及びその圧送先マンホール（59 箇所）  
また、業務期間内に新たに設置された新設マンホールポンプ場及びその圧送先マンホールにおいても摘要する。（業務範囲）

第3条 本業務の業務範囲は、第4条に掲げる業務の範囲とする。

##### （業務内容）

第4条 業務の内容は、次に示す事項とする。

###### 1 八郷水処理センター

###### (1) 施設管理業務

下水道法第21条、22条の2及び関係法令等を遵守するための技術上の業務。

###### (2) 保守点検業務

機器の正常な運転を確保するために計画的な点検を実施し、検知された異常に対して行う点検、応急復旧の業務。

###### (3) 運転操作監視業務

機器の適切な運転、操作を実施するとともに、それらが正常に作動していることの確認及び各数値の記録、業務報告書の作成業務。

###### (4) 水質試験業務

運転操作に必要な日常的な水質試験及び精密試験、法定試験、汚泥試験を実施する業務。

###### (5) 事務業務

発注者等との業務打合せ、報告等の庶務一般業務等。

## 【参考資料】

### (6) その他の業務

建物（事務室、廊下等）清掃、除草、屋外清掃等の作業等の業務。

### (7) 消防設備点検業務

消防法に基づく自動火災報知設備、消火器、誘導灯設備の点検業務。

### (8) 警備業務

機械警備による防犯・防火業務。

### (9) 清掃業務

管理棟内の清掃業務。

### (10) 工業計器点検業務

工業計器の点検校正及び電極等交換業務。

### (11) 脱臭用活性炭交換業務

脱臭用活性炭の交換業務。

### (12) 小修繕業務

定期点検に伴い、機械停止時に行うオイル・ろ過材交換及び最初・最終沈殿池の点検整備、脱水汚泥機器点検等の施設内の小修繕業務。

### (13) その他

機器の正常な運転を確保するために必要な業務及び発注者が進める施設管理業務への積極的な協力。

## 2 八郷中継ポンプ場

### (1) 保守点検業務

機器の正常な運転を確保するために計画的な点検を実施し、検知された異常に対して行なう点検、応急復旧するとともに、それらが正常に作動していることの確認及び各数値の記録、業務報告書の作成業務。

### (2) その他の業務

建物清掃、除草、屋外清掃等の作業等の業務。

### (3) 消防設備点検業務

消防法に基づく自動火災報知設備、消火器、誘導灯設備の点検業務。

### (4) 警備業務

機械警備による防犯・防火業務。

### (5) 脱臭用活性炭交換業務

脱臭用活性炭の交換業務。

### (6) その他

機器の正常な運転を確保するために必要な業務及び発注者が進める施設管理業務への積極的な協力。

## 3 マンホールポンプ場

### (1) 保守点検業務

## 【参考資料】

機器の正常な運転を確保するために計画的な点検を実施し、検知された異常に対して行なう点検、応急復旧するとともに、それらが正常に作動していることの確認及び各数値の記録、業務報告書の作成業務。

### (2) その他の業務

マンホールポンプ場内を高圧洗浄車等で洗浄を行う際、巡回点検及び圧送先マンホール点検を行う業務。

### (3) 小修繕業務

機器等の故障等により緊急に交換しなければ正常運転が出来ない場合に機器等の交換又は修繕の業務。

### (4) その他

機器の正常な運転を確保するために必要な業務及び発注者が進める施設管理業務への積極的な協力。

#### (業務時間)

第5条 第4条に掲げる業務は、休日祝日（67日）、年末年始（5日）、土曜休日（52日）を除く通常日勤勤務241日を基準とし、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこととする。

2 前項にかかわらず受注者が業務に必要と認めた場合は、この時間を超えて作業を行わなければならない。

#### (業務総括責任者の選任)

第6条 受注者は、下水道法施行令第15条の3の各号、又は下水の処理開始の公示事項に関する省令第2条2の各号に該当するものの中から本業務の総括責任者を選任しなければならない。

ただし、発注者が前記と同等以上と認めた者はこの限りではない。

2 受注者は、下水道第3種技術検定の有資格者を1名以上配置しなければならない。

#### (業務総括責任者の職務)

第7条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の総括責任者として業務従事者の指揮、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して効果的、経済的な運転に務めること。
- (3) 日常の業務執行状況を第22条第2項により発注者へ報告するとともに、必要があれば隨時発注者と協議を行うこと。
- (4) 受注者は業務従事者を教育し、技術の向上・事故防止に務めること。

## 【参考資料】

### (費用の負担)

第8条 業務に要する機材、消耗品等のうち次に示すもの以外については受注者の負担とする。

- (1) 電気料
- (2) 重油
- (3) 特殊工具
- (4) 支給部品等
- (5) 水質試験用各種測定機器
- (6) 修繕工事（ただし、小修繕業務を除く）
- (7) 植栽管理費
- (8) 照明施設管理費
- (9) し渣の指定処分先への運搬、処分費
- (10) その他発注者が必要と定めた物品

2 受注者は、次に示すユーティリティを負担する。

下記の想定金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

なお、薬品費は、流入水量等により薬品注入率に変動が生ずるため数量等は委託金額内で調整するものとする。

また、水道料、ガス使用料、電話料は、金額の清算は行わないものとする。

#### (1) 八郷水処理センター

- ・薬品費(想定額：11,724,000 円/年)
- ・水道料(想定額：68,100 円/年)
- ・ガス使用料(想定額：23,809 円/年)
- ・電話料(想定額：75,200 円/年)

#### (2) 八郷中継ポンプ場

- ・水道料(想定額：605,194 円/年)

#### (3) マンホールポンプ場

- ・電話料(想定額：1,669,051 円/年)

### (運転記録等)

第9条 受注者は、業務報告書等に運転記録等を記入し、発注者から報告を求められた場合は第22条第2項により業務報告書等を提出しなければならない。

### (機器の点検・整備)

第10条 受注者は、毎月の点検・整備の結果をまとめ、点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を発注者に報告し、その対応を協議しなければならぬ

## 【参考資料】

い。

### (保守点検業務における機器の修理)

第11条 受注者は、点検・整備で発見した不良箇所や事故の発生箇所のうち、備え付け工具・支給部品等を用いて修理可能なものについては、発注者の承諾を得て修理しなければならない。

### (小修繕業務)

第12条 受注者は、設計書による小修繕業務の他、点検・整備で発見した不良箇所や事故の発生箇所のうち、備え付け工具・支給材料等を用いて修理困難な小規模な修繕については、発注者の承諾を得て、受注者が部品等を調達し、修繕しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には、応急処置又は修理後、発注者に報告するものとする。

なお、小修繕業務費は八郷水処理センター一分として、定期に発生する沈殿池・汚泥脱水機・業務用エアコン・地下タンク漏洩・電動シャッターなど点検のほか、砂ろ過塔ろ材・エアリフト管などの交換費用として5,893,000円/年を、マンホールポンプ場については分電盤等部品交換費用10,000円/箇所として670,000円/年を想定し、委託金額内で行うものとするが、発注者とその修繕内容を協議し実施する。

### (緊急事態発生時の対応)

第13条 受注者は、台風・重大事故、自動通報装置等による異常確知したとき等の緊急事態に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

- 2 緊急事態が発生した場合には、概ね1時間以内に受注者が予め定めた非常配備計画に従い、速やかに業務従事者を所定の場所に配備し、その対応に当たなければならない。
- 3 緊急事態により発生した損害は、受注者があらかじめ定められた方法に従わなかつたために生じた損害を除き、原則として発注者が別途負担する。
- 4 天災による緊急事態が発生し、その対応が長期にわたる場合、その費用については、発注者と受注者協議の上、行うこととする。

### (異常時の運転)

第14条 集中豪雨・台風等の異常時は、流入水量・停電の有無の状況を速やかに発注者に報告するとともに、運転操作方法について発注者と協議しなければならない。

- 2 受注者は、業務遂行上異常事態を発見した時は、速やかに発注者に報告するとともに、各関係機関に通知する等の措置をとり、直ちに施設の正常な運転に支障がないよう適切な処置を講じなければならない。